

第15回 競争的資金制度改革プロジェクト 議事要旨(案)

1. 日 時 : 15年4月16日(水) 16:00~17:30
2. 場 所 : 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者 : 細田 博之 科学技術政策担当大臣
【委 員】井村裕夫座長、阿部博之議員、大山昌伸議員、黒田玲子議員、薬師寺泰蔵議員、大石道夫委員、
沖村憲樹委員、小野田武委員、小野元之委員、豊島久真男委員
【事務局】永松審議官、上原審議官、和田審議官、木村参事官、佐藤企画官
4. 議題
(1) 競争的研究資金制度改革について(案)
(2) その他
5. 議事要旨

井村座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第15回「総合科学技術会議競争資金制度改革プロジェクト」を開催いたします。とりまとめの案がようやくできましたので、先生方にお送りいたしました。本日これを御議論いただき、当プロジェクトとしてのとりまとめとしたいと考えております。今後は、明日、科学技術システム改革専門調査会に諮りまして、その後、今月の本会議において意見具申という形にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、青木、安西、石坂、江崎、加藤、岸本、黒川、牧野委員が御欠席です。また、細田大臣は17時過ぎに駆け付けていただく予定になっております。では、早速資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局から配布資料確認)

井村座長

それでは、議論に入りたいと思います。本日は今まで議論しましたことをとりまとめて資料1の案とさせていただいております。基本的には前回までの論点メモをベースとして作成したものであります。この案に中間まとめも付けさせていただいておりますが、とりまとめ自体にも中間まとめでの提言は盛り込む形にさせていただいております。若干違うところがありますが、基本的に大事なところは全部最終まとめに入れております。

また、この資料は検討段階のもので、現時点での取り扱いは非公開とさせていただきたいと思っております。

それでは、前回も若干議論があり、結論が得られていない点がありましたので、それにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料1について説明)

井村座長

それでは、議論をお願いしたいと思います。一応前回議論をして、結論が出なかったところとか、かなり変更

したところを中心に最初に議論をしていただいて、最後に更にそれ以外もあれば、また議論をしていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

1つは、6ページの(2)のところをごらんいただきたいと思います。これは「資金の提供形態」でありまして、ここはかなり複雑で前回も御議論をいただきました。結局、お金は個人がプロポーザルを書いてもらうわけですが、申請のときには大学を通して申請する。それが大学に入って、お金は個人が使えますけれども、管理は大学が行う。現在も科研費は基本的にはそういう形になっています。現在のところ、責任者は学長個人ということになっていて、少しそこは今は奇妙な形になっている。これが独立行政法人になりますと、機関が責任を負って受けて、それをすべて研究者へ回す、そして、後の管理は機関が責任を負うという形にしているかどうかですね。機関補助という言葉は初めちょっと使ったことがありましたけれども、そうすると誤解を受けて、機関がピンハネして渡すんじゃないとか、いろいろなことが出てまいりましたので、個人補助制度というものを改めて、研究者の所属する機関が配分機関に対し補助金の交付申請を行い、交付を受け、直接に責任を持って補助金を管理する制度とするということになっております。したがって、現在の科研費とほとんど同じ形ですが、ほかの省のは個人に行っているんです。個人が自分で今は管理している。そうすると、某大学では残ったのを全部箱に詰めて研究室に置いておいたとか、そういう事態が起こったりするわけで、そういうことがないようにきちんと管理するというところでよろしいかどうかですね。個人補助と実質は変えないんですが、管理責任は機関にある。

非常にある意味ではすっきりしているんですけども、競争的資金のカテゴリーというのは結構内容は幅があるので、その辺でちょっとお伺いしたんですけども、JSTですと、要するにリーダーでもなし、オフィサーでもなし、ディレクターでもなし、我々はメンターと呼んでいますね。そういうメンターの下にある一つの研究組織をラインアップして、むしろ事務組織的な、お金の管理自身はJSTが自ら人を投入してやっているという、これは研究のアウトカムとしては、日本の中では多分抜群にすぐれたアウトカムを出しているシステム、こういうものが今御提案のような仕組みの中でどんな位置づけになって上手に継続運営できるだろうかという現実論になりますけれども、ちょっとお考えをお聞かせいただければと思います。

この点は再三再四この場で御説明をして、こういうユニークな制度であるということをお説明しているんですが、個人にはお金が行っておりませんで、私どもが、大学かでございますので、この文章はJSTの制度を認めていただいた上での文章と理解をしています。

結構なことだと思うんですけども、問題は、恐らく非常に日本の会計制度その他が非常に事務が繁雑で、果たして、こういうことがおのおの研究機関の事務局なり何なりで、今の状況でハンドルできるかどうか。

今、おっしゃられたJSTの場合も、私も研究統括をやっていますけれども、実際に20人くらいの先生を事務的なことをこなすために、大体6、7人の事務がいろんな形で関わっていかねばならない。実際にそのための特別な事務もしている。アメリカと日本と比べますと、アメリカは基本的に研究者と事務の比率は恐らく10対1とか、場合によってはもっと低くやっているわけです。ですから、結構なんですけれども、やはりそういう現実的な事務の簡素化その他を同時にやりませんと、やはりいろんな抵抗が起きて、本当にうまくいくかどうか。恐らく事務を簡素化せざるを得ないようになると思うんですけど、その点はこれには書いていませんけれども、十分お考えになっておいた方がいいと思います。

井村座長

それにつきましては、いろいろ議論が出て、これから間接経費をできるだけ増やしていって、間接経費でそういった人員の給与を手当してもらおうということにしているんです。そのためにも間接経費を増やしていけないといけないということになるわけです。

(2)の最初の部分でございますが、前回申し上げたんですが、私、個人の意見としては、「個人補助制度を改善し」にして欲しいというお願いをしております。もう一つは、私どもは、先般もお話し申し上げましたが、文部科学省にお願いして、文部科学省からも4月8日付けで3局長の通知を各大学その他にきちっと出していただいて、これは事務局がしっかりかんで、決して問題が起きないように徹底してやろうということは今やっておりますので、この趣旨は踏まえていきたいと思っております。表現としては、これは改めるよりは改善しての方がいいと思っておりますので、これはしつこくお願いをして申し訳ないんですが、是非お直しをいただきたい。

井村座長

わかりました。

今、おっしゃった制度上の壁をできるだけ軽くして扱いやすくするというのは、拡充することだけではなくて、例えば使用区分の問題をかなり細かく規定したり、例えば使用期間を、例えば今延ばせると言っても、一度返却してから、また戻してもらってやらなきゃいけないとか、そういうことをかなりきれいに整理していただく、それだけでかなりよくなると思うんですけども。

こういうものをつくるときに、例外的に悪いことをする人がいるがゆえに規則をつくると、自由に研究をしなくてはならないところの芽がつかまれてしまうという両面があって、困っているんです。本当に一部の人が変なことをするから、がんじがらめの規制ができてしまうというのはすごく悲しいなと思っております。それは何のことを言っているかという、2番目ので例えば、今、言われた区分ということもそうなんですが、「研究経費の内訳等が明確に特定される必要がある。また、交付に際しては、直接経費相当部分は、他の用途への使用は行えない旨を条件」とする。これが一体どこまでを指すのか、例えば消耗品でお願いしていたもの、備品でお願いしていたものは、絶対に違う費目に使えないということだと、使い勝手が大変悪くなる。例えばイギリスですと、グループリーダーというか、プロジェクトをやっている人の裁量に任せて、その人が装置で申請しても、研究の発展の事情で、試薬代をもう少し増やした方がいいということがあれば後で変えられるんです。科研費の場合は、今は大分よくなつてはいるんですが、前ですと、申請した費用額の7割掛くらいが交付されますが、どうしても装置を買いたいが、それが交付総額の9割を超えると理由を書きなさいと言われる。総額が7割に減らされたから9割になっただけだと本当は書きたいんですが、なぜ9割備品なんだという理由を書かせられる。それから、区分を消耗品から備品と、交通費と、何%かアローアンスがだんだん認められるようになってきて、よくなったと思っておりますが、この書き方を見ると、もっとリジットな時代に逆戻りする気がします。せっかく国の税金でやらしていただいているのに、多くの研究者が使い勝手が悪くなって、研究の進み方が、新しくできた規則のリジリティーのためにむだにならないようなものにしていただきたいと思うんです。このところ、実際何がどうなっているのかよくわからないというのが私の心配です。

井村座長

ここはちょっと違った意味で書いたんじゃないかと思いますが、事務局から説明してください。

木村参事官

ちょっと書き方が悪かったかもしれませんが、ここで申し上げたかったのは、機関が管理するけれども、これは今までと同じように個々の研究者の研究課題を申請し、配分機関が採択する。したがって、採択した研究課題に対して交付される経費であって、機関の裁量で採択課題以外の用途には用いることはできないという内容にすべきであるという趣旨で書いた記述でございます。もし、誤解を生むようであれば修正させていただきます。

井村座長

これは機関が管理するという事になると、例えば研究室を修理する金もそこから出せということになっては困るという意味で付加えたいんです。

とてもそう読めなくて、研究費の中の区分をなぜ消耗品が増えたんだとか、旅費を幾ら申請したのに使わないんだとか、大変なわけで、研究がすごく進んだら、学会でどんどん発表するけれども、うまくいかなかったときには、来年発表したいとかいろいろあるわけで、苦労しているので、そういう意味に取ってしまったんですが、全然違うんですね。もしそうでしたら誤解を受けないようお願いいたします。

木村参事官

中間まとめの中では弾力的運用の中で、そういう予算上のいろんな研究費の消耗品とか予備費とか、そういう費目についてはできるだけ交付要綱等で費目間の振り替えの制約を弾力化しようというのがありますので、それを別なところに書きます。今、私が申し上げたものは機関のほうで裁量が起きないようにという趣旨なので、これを誤解のないような書き方にします。

お願いいたします。

井村座長

事務局が書くと、どうしても堅くなって、私も先生が発言しているのを読みながら、なるほどそう取れるなと思っていたんです。ここはそういうつもりで書かせたのではなくて、研究機関が勝手なことをするといけないので、これは個人に行くものですよということを明確にするために書いたんです。それから、使用区分の問題はできるだけ弾力的な方がいいので、どこかに書きましょう。それから、繰越明許のことは後で出てまいります。これは具体的にはこれからですね。どういう形で繰越明許を入れるかというのは、

木村参事官

2つありまして、1つは、今年、繰越明許に科研費と厚生科研費が認められて、これまでのものと含めて繰越明許になっているものが多いんですけども、残りのものについては必要に応じて今年度要求しなければいけないということ。それから、繰越明許の手続、これは公共事業を前提としておりますので、その手続を簡素化する

るという2つが残っております。それは一応繰越のところに書いてございます。

付則的なことですが、このようになりますと、機関の中でそれに担当する研究センター、支援センター的なものがこれからでき上がってくると思います。そういうときに、さきほどのような御心配があるときには、恐らく支援センターの中のプロフェッショナルな人が、申請の中でこういうふう装置とか、そういうものを書いた方がいというふう支援をします。そういうものがこういうふう機関が申請するということになりますと、恐らく私立大学はそういうふうやっておりますけれども、法人化した国立大学も、そういう方向になるのではないかと想像しています。

私はさっき問題提起したというわけではないんですけど、そういうことについて、その先の議論に行っているんですけど、基本的にはやはり科学者に対する研究費を、科学者の一存で、一番使いいい方法に使うと。ですから、基本的にはそれについて一切の制限を外すということを行政側がやはりきちっとしなければならぬ。アメリカでは、NIHの場合、外国への旅費以外はすべて自由です。一応書きますけれども、別にそれについて機械を買うのをやめても、それは一切自由です。ですから、そこをきちっと書かない限り、ほとんどの雑用の大部分は区分を変えたときにその説明を書くとか、何月何日まで、今度は年度末までにどうして使うとか、そのためのありとあらゆるいろんなことがそこに入ってきているわけなんで、できればそういうことを、勿論、今おっしゃったように専門家でやるというのも効率を上げますけれども、その前提には、そのような、究極的には当事者の自由に任せて、一番研究にいい方に使うという原則を打ち立てないと、道路をつくったり、何とかしたりということと同じことのコンセプトをここに持ち込んで非常に困ると思っています。

全く賛成です。

井村座長

これは運営費交付金になるとやりやすくなりますかね、どうですか。

ここは運営費交付金になると、自由度が高まることであってメリットは勿論あるんですが、先ほどおっしゃったような、やっていけないことと、やっていいことをしっかり仕分けして、研究者の自主性をできるだけ発揮していただくように、事務局はそれをサポートしていくんだということをきちりしていかなければいけないと思うんです。運営費交付金は後でまた出てまいりますけれども、自由度が高まることは間違いないんですが、できるだけ自由度を高めながら、しかし、違法なことはやってはいけない。研究者の自主性を伸ばしていくために事務局がサポートする。この面で、管理や経理の面からきちんと支援していくということも必要かなと思います。

今議論が出ましたが、アメリカの場合はむしろ違法なことはほとんどない。これは恐らく罰則が非常に厳しいということが1つあると思いますけれども、むしろ違法と言いますか、すれすれのことは、間接経費の使い方、数年前スタンフォード大学で問題になりましたように、非常に使い方に自由度を与えたために、総長の部屋のあれを変えとか、それから家具を入れるとか、パーティーをやるとか、そういうところが非常に問題になっていまして、個人個人の研究者については、ほとんど問題がないと思います。恐らく今のとりまとめにある、機関でやるということは、私は基本的には非常に結構なことだと思っています。

井村座長

ほかにございませんか。さっき指摘のありました「改善し」という点は、そう変えたいと思います。

次は6ページから7ページにかけて、民間企業まで広げるかどうかということで、これは前回、かなり激しい議論がありまして、賛否相半ばしました。そこで7ページの一番上の のような書き方をしたわけです。基本的には研究者の所属如何にかかわらず、研究内容自体を評価して配るべきものである。ただ、制度によって目的が違いますので、その制度の目的を踏まえて、できるだけ多くの研究者が応募できるようにするべきだという、制度にある程度自由度を持たせた書き方にしております。これはかなり激しい反響を巻き起こし、「Nature」にまで書かれましたし、前回細田大臣、遠山大臣が出られた経済財政諮問会議でも出たようではありますが、できるだけ広げていく方向でやるという書き方をしたのですが、いかがでしょうか。

私自身はこれを読ませていただいて、上手に収めていただけたという感じが正直ございます。逆に言えば、精神的な意味では大きなインパクトだろうと思います。私は実質がそんなに変わるほど日本の研究構造が進んでいるとは思えません。ただし、そういう可能性を開けておいていただくというのは、今我々にとって大事なことでないかと思っております。

井村座長

これは大変大きな反響が出まして、例えば田中さんが申請してきたらどうするんだという話が経済財政諮問会議でも出たようであります。調べてみると、日本の競争的研究資金のおよそ半分は民間からも応募できるようになっています。だから、かなり広がってはいるんですけども、今後ともできるだけ広げる努力をしていくということでどうだろうかということです。

基本的にはそうなのですが、今回の表現を見ますと、7ページの最初の 、4行目以下でございますが、上の方でいわゆる「研究者の自由な発想に基づく研究の推進を目的とする制度については」云々というのがございまして、同じ文章で「その制度の目的を踏まえ」となっておりますので、私どもが前回発言したのは、その制度の目的というのは、競争的資金にはいろんなものがあって、そういう中でそれぞれの目的があるんだから、それを踏まえて考えましようねということを言っていたんですが、あたかも自由な発想に基づく制度について、制度の目的を踏まえというふうにこのままだと読まれるんで、表現を正確に書いてほしいなと思っております。前回は科研費等については、大学ということを前提に考えてきたという意見はかなりの先生方から出ていたはずでございますし、私も強くお願いしたところなんです。したがって、競争的資金全体について、それぞれの制度の目的を踏まえながら、できるだけ民間も含めて幅広くやっていくというのは私は賛成でございますけれども、この研究者の自由な発想に基づくものについて、その制度の目的を踏まえと言われると、少し文章が変わってしまうのではないかと思います。

井村座長

それぞれの制度の目的を踏まえてということにしますか。

例えば3行目の部分は、むしろ最初の の方に移していただいて、一般論としてそうだと。その中でそれぞれ

の制度が長い歴史といろんな経緯があるわけですから、そこを踏まえて考えてほしなと思っており
ます。前回も多くの先生から意見が出たかと思ひます。

井村座長

ここは前回かなり割れたところなんです。ほぼ同数くらい。

私はこれで結構だと思ひます。特に問題はないと思ひますし、もう少しはっきり書いてもいい。私、この前申
しましたけれども、我々の研究所は、非常に基礎的な研究をやっているにかかわらず、文科省にはアプライでき
ない。実際にやっている内容は、まさにそのとおりのことをやっているんですけども、そういうことをやって
ますと、やはり日本の科学自体が非常に歪められた形になってしまう。あるところに所属しなければ、そこにお
金を出さないということは、私は基本的にはよくないと思ひます

今の意見に私は反対でございまして、やはりそれぞれの制度の目的があるわけですから、そこは是非
踏まえてお考えいただければいい。我々も科研費についても、広げていく必要があると思ひますけれど
も、やはり科研費が大学の先生方が、今でもなかなか科研費がもらえないという強い声もございまして、その
辺も是非実態としてそういうことがあるということは是非御理解いただきたいと思ひます。さきほどの件は、個
別の案件ではないかと思ひまして、個別の案件を一般論で御議論されるというのは、やしいかがなものかという
ふうにお思ひます。

私は、同じ研究の内容をやっているときに、どうして機関が資格というか、それを受けなければならないの
か。それを非常に疑問に思ふわけですから、アメリカは一切そういうことはございせん。

科研費については、大学でという意見も一部理解はできるわけですけども、ただし制度の目的というのはか
なり時代を反映しながら、これまでも、例えば振興調整費1つ取っても、ある意味では大変大きな変革があつ
という間にやってきていますし、そういう意味で言えば時代の背景を受けながら変わっていくこともあり得るの
ではないか。科研費というのは、私は素直に基礎的な研究というらえ方をすれば、門戸は広げた方が、いいア
プライはそれだけ増えるのではないか。個別論で言ひますと、さきほど御指摘の点と同じような過去の経験も幾
らでも、我々の生命科学研究所などはアプライできずに大変困つた時代などもありますし、いろいろ経験はある
んですけども、私は将来を思えば決して悪いことではないと思ひております。

今の点もごもっともだと思ひます。私どもも科研費についても広げる努力はしていかなければいけないと思
つておるわけですが、しかし、今、競争的資金、いろいろなものがあるわけですから、それぞれの趣旨をで
きるだけ生かして、本当に日本の研究が世界に伍していけるようになるように、そういったことをいろいろな観点
から考えていく必要があるんじゃないかと思ふわけですから、決して科研費だけのことを言っているわけではないん
ですけども、そのことは是非御理解を賜りたいと思ひます。

今日は非常に少ないんですけども、前回の議論の印象だと、かなりの先生が科研費は量的に少ないんで、大
学に限るべきだという御意見の先生が多かつたように思ふんですけども、この1つ目の「研究者の自由な

発想に基づく研究の推進を目的とする制度」というふうに特定しなくても、ここは前のポツと同じような表現にしても、全体は後半のような趣旨で見直すということですから、余り変わらないんで、前回の御議論も踏まえて、こういう形で特定しなくても趣旨は通るんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

木村参事官

文章の趣旨だけ申し上げます。ここで1つ目の で2つに分けて、研究者の自由な発想に基づく研究と、特定目的のための公募型の研究開発という2つに分類して、ありますが、今御指摘いただいているのは、両方とも研究内容自体が評価されるべきであって、特定目的のものとしてはそうではないかということをおっしゃっておられるんだろうと思います。それはそうなんですけれども、ここに書いた趣旨は、特定目的のための公募型研究開発というときには、特定目的の達成というのが一義的な目標でございますので、それをある機関、どの機関にやらせるか。それを民間企業だけにするのか、大学も入れるのか、大学だけにやらせるのかという、応募する対象を最も効率的に目的を達成するために、その応募する人も決めた上で、そこから研究課題を出して、その研究課題の内容について評価をするという意味では、研究者の自由な発想に基づくものと比べますと、研究者の自由な発想に基づく研究の方が、よりそういうことを問う必要性はないんじゃないかという趣旨で書かせていただいたものであって、その制度を目的を踏まえというのは、それぞれの科研費なら科研費も制度の目的を踏まえ、できるだけ多くのという趣旨で書かしていただきました。

もしそういうことであるとすれば、同じ文章の中に制度ということが裸で書いてありますので、これは誤解を招くので、2回目の制度もそれぞれの競争的資金の目的を踏まえという形に是非していただきたいと思えます。

井村座長

ほかにございますか。ここは規制改革の株式会社参入問題みたいになってしましまして、外でいろんな議論がなされたところなんです。だから、少し慎重に取り扱っておかないといけないなと思っております。基本的にできるだけ広げるべきだというのが私どもの考え方ですが、前回の議論相半ばいたしましたように、現在、また科研費も十分であるとは言えない総額でありますので、そういう中でどういうふうに考えていくのかということがこれからの課題になると思っております。

私は前回、大学に限った方がいいという、そんなにリジッドではないんですけども、そういうふうに聞こえる発言をしたと思います。現に今はまだそういうふうに思っています。というのは、1つは資金量が余りにも少な過ぎるので、しかも大学に100万、200万程度しか配っていないところが多過ぎるので、それぞれ余裕のあるところでやるとすると、一般的に言えば企業はまだその程度のことではできる余裕があるだろうと思いたい、これが基本なんです。もう少しこれからふくらんでいくということを考えますと、原則的には今の書き方というのは、否定できないだろうと私は思っています。例えば今の議論などを踏まえても、これはオープンにしてもかまわないんじゃないと思うんです。そのときに審査側にきちり目的をわかっていただいて、大学関係ではあるレベルまでは入れるとしても、企業からのアプリケーションは、そんなのは入れなくていいんで、本当にすばらしいのが出てきたときに入れればいいという審査のときの1つの基準を中でおつくりいただければ、それで目的は達せられるんじゃないかと思えます。

井村座長

ますます書く方が難しくなってきた感じがしますが、先ほど申し上げたような結論で、ほかにございますか。

この点は総合科学技術会議の議員の間でもいろんな意見がございました。今もご指摘がありました、大学の中の資金が非常に少ないので、民間に広げると、大学の割当が少なくなるんじゃないかという心配がございます。それはある意味ではもっともなことでございます。ただこのあたりは、さきほどおっしゃったように、ある思想みたいなもので、この辺は、実際は非常に厳しいので、大学の先生が中心的に取るということですけども、オープンにしているというスタンスそのものが、これから必要ではないかと私は個人的に思います。

それから、経済財政諮問会議の話がちょっと井村先生から出ましたけれども、そういう方々に説明するにおいても、こういう基礎研究みたいな部分は、やはり大学の先生を中心にやるんだけれども、我々はオープンに制度を近い将来を見ているんだということを説明しないと、狭いところで科学技術研究費を使っているんじゃないかという非難に対して、我々は抗しきれないところもありまして、私はどちらかということ、思想としてはオープンにするというところでこういうような文章の方がいいんじゃないかと思えます。

井村座長

ほかによろしいですか。大体私も近い考え方でありまして、文章をどうするか、お任せいただいて、今、まとめていただいたような形で、思想としてできるだけ広げていくという中で、これから検討をする。恐らくアメリカの実情を事務局に調べてもらったんですが、NSF、NIHとも企業が若干あるようです。ただ、極めて少ない状況だということのようですが、その辺りに実際はなるんだろうとは思うのですけれど。

私はかなり精神論で、理想論として、我々の研究所は御承知のように国から一切お金をもらっておりません。これからはある程度は必要ですけども、こういう制度があるがために、本来ならば、我々としてはもっともといろんなところに参加して、我々のみならず、大学の方にも多くのメリットがあると私は思っているんです。それがひいては日本のサイエンスにとって非常に有効だと私は信じているんですけども、そこに壁があるためにできないということで、何も我々はお金を欲しいためにこういうことを言っているのでは毛頭ございません。その辺の誤解はきちっと解いていただいたければならないと思います。大学の先生に来るお金が少ないとかいうことではなく、もうちょっと理想論と言うか、目指すべきものをここで提示するというのが本来の役目だと私は思っているものですから、先ほどあんな議論をしたわけです。

最初に私も同じようなことを申し上げたと思いますけれども、テクノロジーの分野というのは圧倒的にインダストリーサイドのリサーチパートにあるわけです。これを深めていきますと、テクノロジーがサイエンスを生み出していくという部分が明らかに起こっているわけです。ただし、多くの企業は実質的にはそれは価値を置かず投げていっていることが多い。そういうものを拾い出していくためにも、何かそういう空が開いていると、とてもいい文化ができてくるんじゃないかなと。もったいなさ過ぎるという思いも正直言うところありまして、そういうものが出てくる時代に早くなりたいなど。そういうポテンティアルを是非開けておいていただきたいということです。

井村座長

よろしゅうございますか。それでは、ここの文章の書き方をもう一度こちらで検討いたしますが、基本的なコンセプトとしては、できるだけ幅広く広げるべきである。ただ、それぞれ現状もありますから、それを踏まえて、今後、その方向で努力をしていくという姿勢でやるということによろしゅうございますでしょうか。

それでは、あとは問題になりましたのは、給与のところであります。これは現在はまだ国立大学は国家公務員ですから、こういうことは簡単にできるわけではありません。ただ、将来大学の競争的環境をつくるために、人件費を、自分自身の給与を研究費からある程度取ることができるというふうな形を提案したらどうか。現状では、量的規模を考慮すると、直ちに実施することは困難であろう。今後、各大学がいろんな新しい給与システムを導入することになると思いますから、その中でできるだけ対応を考えてほしいという書き方にしたわけです。これについては本会議で遠山大臣もちょっと発言をされまして、一部を取るのには反対しない。ただ、給与のすべてというのは問題だろうということは言われました。我々も今すぐにこれができるということを考えているわけではありませんけれども、将来の方向として、この方向でどうだろうかということなんですが、いかがでしょうか。

これは前にちょっと指摘があったと思うんですが、こういうふうに給与そのものに入れてもいいと単純に言うんではなくて、例えば多くのアメリカの場合は、8か月なり10か月なりのペースで給与が算定されているので、残りを埋めるのに使ってもいいという考え方が1つ。もう一つは、全体のその人の給与は決まっているんだけれども、こういうのを取ってきたら、その中から給与に当てるということを考えると、そういうことがあるので、逆に言えばある人を高い給与で引っ張ってくることはできる。そのかわりその人は当然のこととして、自分の取ってきたグラントの中から給与の一部を埋めるために高い給与を取れるという考え方で、このままの書き方だと、少しその辺が何となくストレートに給与に反映してしまい、そんな感じが残るような気がするんです。もうちょっとニュアンスが何とかなればもっといいものになと。動かないということに賛成じゃないんですけども。

井村座長

そういうことも勿論、ある程度含んだつもりだったんですが、ちょっと書き方が不十分ですかね。現在の、業績を上げても上げなくても給料は同じというのはいいだろう。これから法人化されて、実際、大学がどこまでやれるかわかりませんが、例えばドイツが今導入しようとしているように、教授という給料は一定であって、あとは業績評価して上乘せするんですよという形になってくる可能性もあるわけです。そうすると、ファンドをたくさん取ったときには、その中から一定は上乘せで取ってもいいんだらう。そういう意味があるんです。複雑なのは、確かに今言われたように、アメリカは9か月で、日本は12か月分の給料を出しているということもあります。アメリカは教育負担が大学からお金をもらう、どれだけもらうかによって変わってくるとか、非常に複雑なところもあるわけです。だから、単純に上乘せという意味ではないわけで、新しい給与システムの中でということなんです。そういうつもりだったんですが。

ここの読み方なんですけれども、私も当然そういうふうに読んだつもりなんですけれども、この基本的な考え方というのは、別に国の競争的資金に関することだけではなくて、産学連携であるとか、これも民における一つの競争の場なんです。そういうことも同じような仕組みで反映していくべき時代にあるんじゃないか、そういうふうに私はとらえて読みました。

井村座長

おっしゃるとおり、産学協力でお金が入ってきたときにどうするのか。これは新しい給与システムの中で考えておかないといけない問題です。だから、どこまでもらっているのかとか、大学が一定の基準でやっていけないといけないだろうと思うんです。

まとめるころになってこんなことを言うのは悪いのですが、日本の私立大学も別に法律で規定されていなくても給与が人によって余り変わらないんじゃないのかなど実は思っています。アメリカでは、ではどのくらい差があるのか。先ほどの基本9ヶ月で、それから教育負担に対するものもあるんですが、本当に何倍くらい差があるのか。そんなの調べてくださったことあったんですか。

そんなに差はございません。せいぜい3割くらいです。この問題は、今度、間接経費がオープンになったときに、そこから先生方にインセンティブとして給料上乘せにそれが使えるかどうかという問題がまだはっきりしていないと思うんです。そこがポイントだと私は思っています。

むしろ給与体系の問題で、日本全体の給与体系が年功序列だったのでそうなっているんじゃないかと思うんです。アメリカの場合には、例えば私が行ったのは州立ですね。そこでも部門のチェアマンよりも高い給料で研究者を引っ張ってきていることはあったんです。そういう自由度が初めから社会の給与体系の中に入っているということだと思うんです。パーセンテージとか何倍とかの問題ではない。それに対して例えばNIHなどの場合は国家公務員なので、非常にリジッドにかなり低い給料に抑えられていると私は思っていました。

井村座長

そうですね。NIH内部はその代わりに研究費はアプライしなくても来ますから、それがメリットで低い給料でも来る人がいるということです。アメリカの場合には、給料を公表しないので、多分、調べることはできないだろうと思います。数年前でしたか、アメリカの『ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディスン』に小児科の先生で男性と女性と給与に違いがあるかどうかという調査をした論文が載りました。そのときには、個人に手紙を出して、差し支えなければ給料を教えてくださいということをやった。大学に問い合わせても大学は一切答えない。個人に答えてもらったわけです。そうすると、男女で違いがあったんです。その違いが何故起こったかということのいろいろ解析して論文にしているというのがありました。ですから、多分、調べるのは非常に難しいだろうと思っています。それから、大学からは10%しかもらわなかった。ほとんど研究費で取ってきたということもあるようで、個人によって非常に違うパターンに向こうはなっているように思うんです。日本はすぐにそういうことはできないと思いますけれども、しかし、日本の大学の教員の給与の在り方もこのままであるかどうか。例えばドイツが新しい給与体系を導入してきたときに、日本はそれを見て、それでも変わらないかどうか。これから変わり得る可能性もかなり大きいだろうという気はするんです。

間接経費から個人の上乗せの人員費に使えるんですか、使えないんですか。

井村座長

特に決めてはなかったと思います。ただ、アメリカの間接経費の思想はF & A、ファシリティーズ・アンド・

アドミニストレーションですから、日本はファシリティーズは国立のときには別に出していますから要らないし、アドミニストレーションだけです。私学の場合には、したがって、少しファシリティーズを付けた方がいいんじゃないかという考え方も少しここに入っています。それから、アドミニストレーションといたしますと、現実には大学によって使い方はいろいろですが、例えば半分くらいは大学の中央で使って、半分くらいはその学部へ渡して、学部で使いなさい。ただ、個人のために使っているのではないです。そういう形で、主としてアドミニストレーションの費用です。

私の質問が悪くて申し訳ありませんでした。実際は、アメリカの大学というのはそれ以外の別のソースからのいろんなドネーションを持っているわけです。表面は勿論、間接経費はそれに使えないんですけども、実際には現実的には、はっきり言えばトレード・オフでそういう場合にはお金を使っているというのが現状だということなので、私がさっき質問したのは、日本ではむしろそこを使うということに、アメリカより自由化して、というのも1つ考えられるんじゃないかということで質問しました。失礼しました。

井村座長

現在はまた額が少ないんです。実際的には無理なことだろうと思いますが、これは増やすべきです。しかし、増やしていても、そうは多くならないし、ここは書き方を変えるということでもよろしゅうございますか。

それでは、あと全体を通して何か御意見があればどうぞ。

ちょっと細かい点なんですけど、13 ページ上から4つ目の のところに、評価者の選任のことが書いてございまして、利害関係者の排除に関して記述があるんですが、この括弧の中の「例えば、同じ所属機関」という、所属機関の意味を特定しないと、実は私どもこれを取り入れているんですが、同じ学科、同じ研究室は利害関係者とみなしているんですけども、同じ大学、同じ学部だと、例えば東大などだとどうしようもなくなりますので、そこは定義をきちんとしていただければと思います。

事務局

今の所属機関に関してでございますが、これはまたそういった個々の制度、分野によって利害関係者の範囲というのは恐らく異なってくるんだらうと思いますが、少なくともアメリカのNIH、NSFのことに关しまして、後ほど記述を御紹介しますが、そこでは基本的には同じ大学であるとする、基本的には同じ学科、同じエクスパティーズを持った方が評価することになりますので、基本的には同じ大学の方は評価者として加わらない。評価者として全くコミティーに入れないということではなくて、その課題のときに席を外す、あるいは事前にメール・レビューには参加しないということでルール化されています。

2点ございまして、第1点は、9ページの真ん中にキャリアパスの再構築というのがございます。私は全編通して読ましていただいて、正直言って最高にインパクトのある数行かなと思っています。要するに、日本の大学のキャリアパスの50年の歴史を、ある意味では変えようというくらいの感じが読み取れるわけで、助手、講師、助教受の職務規程の見直しを行うということですけども、そこまで踏み込んでいただけたら、ネーミングの検討も是非お願ひしたいと思っております。この助手というネーミングが、いかに誤った概念を持ち続けてきているか。それが1点ございます。

井村座長

先ほどの利害関係のところに戻りますが、これは現状を書いただけでありまして、この後、利害関係の人をどういうふうに排除するのかというのは、それぞれの配分機関で検討していただくということですね。これは利害関係の細かいことは書いていませんね。

木村参事官

15 ページの上の方なんですけれども、「厳正な利害関係者の排除規定と実施要領を作成する」ということで、今後作成するんですけれども、これをそのまま準用せよということではないんですが、1つの考え方として、先ほど事務局の方から申し上げましたアメリカのNSFでの利害規定を参考までに記述をさせていただきました。いずれにしろ、具体的にどうするかというのは、今後考えていくということです。

井村座長

ただ、職務の問題は、我々がここで見直しできるわけではありません。

その点ごもっともでございまして、助教授も同じような要素がございますので、やはり研究者の自主性を尊重しながら、新しい時代にふさわしい名前を是非検討してほしい。私も文部科学省にいろいろ働き掛けをしていきたいと思っております。

中教審の大学分科会では、今、高等教育のグランドデザインを出すことでディスカッションしています。その中に当然ネーミングを変えるということは挙がってきております。

井村座長

それは3年くらい前でしたか、私は大学審議会の管理運営部会長をしているときに提言をしたんです。もう助手はやめましょう。講師にしましょう。助教授は準教授にしましょうという提言をしたんです。そのとき実態調査をしますと、大学によっては秘書のような人を助手にしたり、非常に複雑な現状があったんです。結局、すぐにはできなかったわけなんですけれども、それは時間をかければ解消できることですから、やろうと思えばやれるんです。そこはやはりやるべきだろうと私も思っています。それから、やはりこれは学校教育法を変えないといけない。助教授は教授を助けると書いてありますが、助教授は独立させるというのであれば、それは変えないといけないということになる思いますし、その辺のところを是非頑張っていただいで変えていくことにしたいと思います。

19 ページ、最後のある意味でまとめのところ、フォローアップということが書かれております。特に総合科学技術会議はということで、これを丁寧に読むと、大変な仕事なんです。総合科学技術会議は議員の皆様始め、スーパーパーソンのかたまりなんですけれども、これは大変失礼な表現かもしれませんが、もっともっと何かの形でパワーを、あるいはスタッフ機能なりを上げないと対応できないんですしたら、そういうこともこの機会に書かれておいた方がいいんじゃないかなと。ちょっとそんなことを思いながらの感想でございます。

今の御指摘で、非常にこれは結構なことなんですけれども、恐らく懸念は、本当にこれが早急に、しかも、ちゃんと具体化するかどうか。そのための何か、これは恐らく行政サイドと言いますか、恐らく井村先生の方の問題だと思うんですけども、これだけ結構なものができる以上、それは絵に描いた餅ではしようかないんでありまして、しかも今は時間が無いわけですから、それをどうやって実現させるかということについて、私はもう少し内容に、これは結構だと思うんですけども、これを取り入れた場合、餡とムチというわけじゃないんですけども、やはり取り入れた場合には非常にいいことがありますよと。特に一番の問題は大学の今の問題がどうなるか。これは来年から法人化されるんですけども、それから行政の問題がどうか。特にプログラムディレクターとかプログラムオフィサーの場合、何かそこにもう一つ仕掛けがあった方が、何となく安心するというか、うまくいくんじゃないか。その辺、井村先生のこれからのあれだと思いますけれども、その辺が理想論としては書かれて非常に結構だと思うんですけども、それが私の一番の懸念でございます。

井村座長

私はこのプロジェクト会合を残しておいて、このプロジェクトの皆さんにフォローアップしていただくかと思っていたわけですが、少しフォローアップのやり方については検討していきたいと思っております。

それから、これからこういう研究費のプログラム評価と言いますか、個々のプロジェクトではなくて、ある研究費のプログラムについては、定期的に評価をしていくということが重要になってくると思うんです。これは既に諸外国では、やっております。それによって、評価のいいところには研究費が増えますよ。評価が悪ければ減りますよ。そういう形は1つ、いまおっしゃった餡とムチになるのではないかという気がしております。これは今後、この総合科学技術会議に評価専門調査会がございますから、今年とりあえず幾つかの代表的な競争的資金の評価を行います。しかし、これはなかなか大変だろうと思うんです。各省に一遍やっていた上でやるわけです。また国際的に見ても、どういう基準で評価をしたらいいのか、外国もまた試行錯誤なんです。いずれにしろ、かなりたくさん研究費をもらっているわけですから、その評価をきちんとは、国民に対する説明責任としても重要です。それから、次の予算配分の基準を考える上にも重要だろうということを考えております。その辺はまた是非お知恵をいただくとともに、大変お忙しい先生方ですが、お時間をいただきたいということも考えておりますので、よろしく願います。

再三再四申し上げているので、ここに入れていただけるかどうかあれなんです。第2期科学技術基本計画の3年目に入って、3,000億が3,500億という現状でありまして、競争的資金の倍増の実現というのは3年目にして非常に危い状態になっていると思います。ですから、ここのは非常に危機意識を持って、どうしても6,000億を確保するんだという表現がどこかに入っていたらと非常にありがたいんです。

井村座長

これは大臣も今、非常に関心を持っていただいて、何とかしないとイケないだろうということを考えておられます。それから、我々がこうやって一生懸命に競争的資金の在り方を改善しよう、あるいは改革をしようとしているのは、一方では増やしたいためなんです。これを増やそうとすると、現状についてどういう評価をしているんだとか、いろんな問題があるんじゃないかということと言われるので、それは一方では改革します。同時に並行して競争資金は増やさないと、日本はまだ不十分ですということを考えておりますので、できれば序文辺りかどこかに、少しそういう趣旨のことを書くようにしていきたいと思っておりますが、あとでまた大臣からお話があるか

と思いますけれども、考えたいと思います。

先ほどおっしゃった9ページのキャリアパスの再構築というのが一番大きなインパクトを与えるだろうということは、私もそう思いますけれども、これは大学側から抵抗もものすごく大きいと思います。先ほどおっしゃった助手の問題も含めて、本当にこれに取り組むのは大変だと思いますけれども、なにとぞよろしく願います。そのときに「序」の中に、できたら教育も重要であると。だけれども、ここでは研究を取り上げるということを入れておいていただいた方がいんじゃないかなという気がします。

井村座長

これはエフォートのところに書いたつもりなんです。教育と研究を書いたんですけれどもね。

ほかに何かございますでしょうか。今のところは確かに大きなインパクトがあるんですけども、それ以外にもプログラムディレクター、プログラムオフィサーという始めて日本ではそういうきちっとした制度として導入しなさいとか、Funding Agency というのをきちっと確立しなさいとか、幾つかかなりインパクトのある提言はできたつもりなんです。よろしゅうございますか。

それでは、一部御意見をいただいたところをもう一度文章としては検討をして、できるだけ御趣旨が反映するようにしたいと考えております。そこは座長に一任をお願いしますでしょうか。

それから、先ほど申し上げたように、今のところはまだオープンにしておりませんので、そのようにお願いしたいと思います。それでは、最後に大臣が大変お忙しい中、駆け付けていただきましたので、一言ごあいさつをお願いします。

細田大臣

第15回の競争的資金制度改革プロジェクト、お忙しい中をお越しいただきまして、ありがとうございます。私は昨日から本格的な個人情報保護法案の審議が始まりまして、みっちりと質問を受けるわけでございますけれども、大分議論は収束に向かって、余り多くの論点はないなと。しかし、このコンピュータ時代に個人情報をいかに保護するかということは非常に大事である。その中で一例を申しますと、研究機関というものは、除外されているんです。特に医学的な情報、例えば血液を集めて、その中からいろんな分析をするとか、そういうことはあるんですが、野党が徹底的に個人情報を保護するために、そこを開示請求とか、目的その他、厳しくしろという話をしているのが目立っております。つまり、個別法で仕切れと。しかし、余り厳しくしますと、いわゆる研究の面がおろそかになりますので、特定の個人とデータが結びつくようなことは切り離されなければいけないと思いますけれども、そういう個別の抽象的な情報と、サンプルと言うか、データがどうリンクするかということを考え考え、答弁などを行っているところでございまして、かなりその辺が今後の大きな問題になるなと。このことは参考までに申し上げておきたいと思います。

まずはこの競争的資金制度改革プロジェクトですが、競争的研究資金の全体の額は、倍増の達成にはいたっておりませんので、先ほど御指摘がありましたように、さまざまな今日の御議論は、もし本当に資金量が倍増すれば、懸念は払拭する面はたくさんあります。民間に増えた分の一部を流す。大学には御迷惑をかけないで更に増やすとか、いろんな意味で皆さんにとって非常にいい解決になるわけですが、私も事務方に報告書のどこかに、倍増は必ずやるんだと言って、発表するときにも、倍増を前提としつつ、いろんな制度改革はやるんだということ forcefully 主張すべきではないかということをおっしゃるわけでございます。いろんな工夫も必要だと思ってお

ります。小泉総理からも、先般、総合科学技術会議において大学改革とかキャリアパスの改革等を頼むぞという話がありました。それから、経済財政諮問会議の中では、経済の有識者、議員の中から、競争的研究資金の拡充の中に民間研究者に対する資金配分を是非やるべきではないかという指摘がありました。そのほか、任期制の導入等、あるいは民間と大学の競争促進が必要はないかという議論も出ました。財務大臣からは Funding Agency 化はきちりやれと。そういう御指摘がまたあったわけでございます。いつか総合科学技術会議でもありましたね。こういった競争的資金制度改革はいろいろな論点もあり、御意見も多岐に分かれておられる中で、こうしてすばらしい報告書の素案ができましたこと、心から感謝申し上げ、また、今後の手続を経まして、実際に運用、あるいは予算等においてすばらしい制度ができ挙がっていくように、皆様方にも引き続きの御支援をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

井村座長

ありがとうございました。

それでは、以前の議事要旨案でございますが、既に確認をさせていただいておりますので、これは公表ということにさせていただきますと思います。

本日まで約1年にわたり、先生方には大変精力的にプロジェクトに御参加をいただきまして、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。いろいろ紆余曲折もありますし、意見の一致しないところがございますけれども、日本の競争的資金制度を改革していかなければいけないという点では、皆さんの御意見が全く一致していたと思っております。それを今後どのように生かしていくのかというのは、1つは我々の責務でございます。プログラムオフィサー、プログラムディレクターの配置につきましては、平成15年度着手しております。しかし、これはまた極めて不十分なものでありまして、今後とも努力をしながらそれを増やして、きちりした制度にしていくことが大切ではないかと考えております。

それから、フォローアップ、立派なことを書き過ぎたという御意見もいただきましたが、確かにフォローアップは非常に大変でございます。このプロジェクト、一応の終わりにはなりますけれども、引き続きフォローアップにつきまして、委員の先生方をお願いをしたいと考えておりますので、少し先になりますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、明日このプロジェクトの上にあります科学技術システム改革専門調査会にお諮りします。そうして本会議で意見具申という形で出すことになるかと考えております。

本当に約1年にわたっていろいろありがとうございました。これで今日のプロジェクト会議は終わらせていただきます。

以上